

消火訓練機貸出事業

★ 消防訓練の根拠は？

消防法施行令第3条の2において、消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練の実施が義務となっています。

★ 対象事業所は？

消防法令において、不特定多数の方が出入りされる特定用途の防火対象物は年2回以上の実施義務。

三木市においては、工場、作業場等の従業員のみの非特定用途の防火対象物は年1回以上の消防訓練を指導しています。

★ 三木防火協会とは？

防火思想の普及徹底と、火災による災害防止、被害の軽減に万全を期するとともに会員相互の連絡に努め、住民の福祉の増進に寄与することを目的としています。

三木防火協会事業として、会員事業所における消防訓練実施に対し、消防職員の派遣依頼がある事業所については、下記の訓練機材の貸出を行っています。



提供：(株)初田製作所

＜ 貸出条件 ＞

- ※ 消防職員の派遣依頼
- ※ 1事業所、年1回まで
- ※ 台数に限りがあります



＜ 通常貸出 ＞

台数に限りがあります

自衛消防訓練関係様式



訓練通知書



結果報告書

【問合せ先】 三木防火協会事務局（消防本部内）

☎：0794 - 89 - 0171